

九都県市における青少年向け携帯電話端末等推奨規程

制定 平成23年11月 8日

改正 平成30年11月14日確認

(目的)

第1 本規程は、青少年の健全育成に配慮していると認める携帯電話端末又はPHS端末（以下「端末」という。）及び青少年を健全に育成する上で有益と認める機能（以下「機能」という。）を九都県市が共同して推奨することにより、九都県市における青少年のインターネット利用環境を整備するとともに青少年の福祉を阻害する行為から青少年を守り、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(趣旨)

第2 本推奨制度は、保護者が、端末や機能を選ぶための目安・参考とするものであり、九都県市が青少年に特定の端末・機能を勧めるものではない。

(用語の定義)

第3 この規程において「九都県市」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市をいう。

2 この規程において「各県市」とは、前項に定めるもののうち東京都以外のものをいう。

(推奨基準)

第4 九都県市で推奨する端末又は機能の推奨に必要な基準（以下「推奨基準」という。）は、東京都青少年の健全な育成に関する条例第5条の2及び同条例施行規則第2条の2の規定により定めたものを適用する。

(手続)

第5 推奨に係る手続きは東京都が行う。

2 東京都は、推奨基準に該当する端末又は機能を推奨し、又は推奨を取り消した場合は、各県市にその旨通知するものとする。

(各県市の役割)

第6 各県市は、第5第2項の規定による通知があった場合は、遅滞なくその内容を県民又は市民に公表するものとする。

(その他)

第7 第1から第6に規定のない事項については、必要に応じて九都県市で協議して決定することとする。

附則

この規程は、平成23年11月8日から施行する。

附則

この規程は、平成31年（2019年）1月1日から施行する。